

報道機関各位

『第 2 回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

約 7 割の団体が平成 21 年度以降に作成または作成時期未定

## 平成 21 年 秋の公表に黄信号

財団法人 社会経済生産性本部

財団法人社会経済生産性本部（理事長：谷口恒明）の自治体マネジメントセンターは、この度「第 2 回地方自治体の新公会計制度の導入状況及び財政状況に関するアンケート調査」結果を発表した。前回調査（平成 19 年 12 月 20 日発表）に続き 2 回目の調査となる。

この調査は、総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）に基づく地方自治体の企業会計的な財務諸表の作成について、全国的な取り組み状況を明らかにすること及び地方自治体の財政状況に対する実感を調査するために、全国の都道府県、市区町を対象に平成 20 年 8 月～9 月に実施したものである（回収率 58.4%：都道府県 85.1%、政令指定都市 76.5%、市区 72.8%、町 42.6%）。

調査結果のポイントは以下のとおり。

1. 平成 20 年度以降、新公会計制度として「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が全体の約 7 割と最も多い。「基準モデル」を採用する団体は約 1 割と少なく、旧来の「総務省方式」を続ける団体も 1 割弱ある。（P2）
2. 都道府県と人口 3 万人以上の市区のうち、連結財務諸表の作成を平成 20 年度からはじめている団体は約 3 割にとどまっている。約 7 割の団体が平成 21 年度から作成をはじめるか、またはいつから作成をするか決めていない。（P5～6）
3. 平成 21 年度秋に財務諸表の公表が要請されている団体でも、9 月議会に合わせて公表する団体は半数に満たない。特に政令市、都道府県と規模が大きくなるほど、公表時期が未定の割合が多くなる。（P7～8）
4. 売却可能資産の範囲は、約 5 割が「未定」であるが、「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」とする団体が約 16%ある。（P9～10）
5. 現在の地方財政は「緩やかに悪化」または「悪化」していると判断する団体が約 8 割を占めている。また、来年度も同様の傾向である。（P13～15）

【お問合せ先】財団法人社会経済生産性本部 自治体マネジメントセンター 山崎・佐藤亨

TEL：03-3409-1118 FAX：03-5485-7750

HP：<http://consul.jpc-sed.or.jp/jichitai/index.html>

【調査概要】

1. 調査対象：全国の都道府県、政令指定都市、市区及び町の各団体
2. 調査票：郵送にて配布・回収
3. 調査票配布期間：平成 20 年 8 月～9 月
4. 調査票の回収状況

	都道府県	政令市	市区	町	計
総数	47	17	789	810	1663
回答数	40	13	574	345	972
回収率	85.1%	76.5%	72.8%	42.6%	58.4%

回収率の分母は平成 20 年 9 月末現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数

【財務諸表作成の方式について】

「総務省方式」「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・総務省方式：総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（平成 12 年及び平成 13 年 3 月）で提示された財務諸表の作成方式を指す。総務省方式では決算統計をはじめ決算書など既存の資料を使用してバランスシート・行政コスト計算書（財務諸表）を作成できる。ただし、道路や橋などの固定資産が過去のコストの積み上げのため、実態を反映していないといった欠点もある。総務省によれば、平成 19 年 3 月 31 日現在、普通会計のバランスシートを作成しているのは都道府県 100%、政令市 100%、市区 79.9%、町村 45.7%となっている。また、普通会計の行政コスト計算書を作成しているのは都道府県 100%、政令市 100%、市区 60.5%、町村 22.7%となっている。
- ・基準モデル・総務省方式改訂モデル：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は平成 21 年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は平成 23 年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法	現存する固定資産を全てリストアップし公正価値により評価	売却可能資産：時価評価 売却可能資産以外：過去の建設事業費の積上げにより算定
固定資産の範囲	全ての固定資産を網羅	当初は建設事業費の範囲
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備	段階的整備
財務書類の作成・開示時期	出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

詳しくは「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参照されたい。

当本部の取組み：国に先行し、平成 9 年 7 月「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表。以来、延べ 200 団体の財務諸表の作成、分析などの支援を行っている。また、平成 16 年度よりバランスシート・行政コスト計算書の全国比較を行っている。

- ・平成20年度以降、新公会計制度として「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が全体の約7割と最も多い。「基準モデル」を採用する団体は約1割と少なく、旧来の「総務省方式」を続ける団体も1割弱ある。

地方自治体には「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」での財務諸表の作成が要請されている。しかし、平成19年度決算以降の財務諸表（財務書類）の作成方法について聞いたところ、旧「総務省方式」で作成を続ける団体も8.6%ある。新公会計制度を導入する団体では、71.2%と多くの団体が「総務省方式改訂モデル」を採用し、「基準モデル」の採用は10.0%にとどまっている。

団体種別にみると、いずれも「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が70%以上と多いが、都道府県、政令市、町では「基準モデル」より「総務省方式」を採用する団体が多い。都道府県では「基準モデル」を採用する団体はなく、「総務省方式」が2団体、政令市では「基準モデル」が1団体に対し、「総務省方式」が4団体、町では「基準モデル」が7.8%、「総務省方式」が14.5%となっている。市区では「基準モデル」が12.0%とやや高くなっている。

図表 平成19年度決算以降の財務諸表（財務書類）の作成方法について（全体）

		全体	都道府県	政令市	市区	町
制度研究会 報告書方式	基準モデル	97 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (7.7%)	69 (12.0%)	27 (7.8%)
	総務省方式改訂モデル	692 (71.2%)	30 (75.0%)	8 (61.5%)	447 (77.9%)	207 (60.0%)
総務省方式		84 (8.6%)	2 (5.0%)	4 (30.8%)	28 (4.9%)	50 (14.5%)
その他		94 (9.7%)	7 (17.5%)	0 (0.0%)	27 (4.7%)	60 (17.4%)
未回答		5 (0.5%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	3 (0.5%)	1 (0.3%)
計		972 (100.0%)	40 (100.0%)	13 (100.0%)	574 (100.0%)	345 (100.0%)

- ・どの地域でも「総務省方式改訂モデル」の採用が最も多いが、東海地方では「基準モデル」が、北海道、北陸など北の地域では「総務省方式」を採用する団体が他地域と比べると多い。

平成 19 年度決算以降の財務諸表（財務書類）の作成方法について、地域別に見ると「総務省方式改訂モデル」を採用する団体がどの地域でも最も多いが、近畿（93.2%）、中国（84.5%）、四国（82.0%）では 8 割以上と特に多く、北海道では 40.2%と他地域に比べると少ない。「総務省方式」の採用は、北海道（14.9%）、甲信越（14.3%）、北陸（14.7%）、東北（10.5%）が 1 割を超えており、日本の北側の地域に多い。

東海地方では「総務省方式」より「基準モデル」を採用する割合が高くなっている。「基準モデル」は 23.1%、「総務省方式」は 7.4%となっている。しかし、「総務省方式改訂モデル」は 61.2%となっており、東海地方でも「基準モデル」より「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が多くなっている。

図表 平成 19 年度決算以降の財務諸表（財務書類）の作成方法について（地域別）

		北海道	東北	関東	甲信越	北陸
制度研究会 報告書方式	基準モデル	14 (16.1%)	3 (2.9%)	27 (12.1%)	9 (14.3%)	1 (2.9%)
	総務省方式改訂モデル	35 (40.2%)	80 (76.2%)	149 (66.9%)	42 (66.6%)	26 (76.6%)
総務省方式		13 (14.9%)	11 (10.5%)	21 (9.4%)	9 (14.3%)	5 (14.7%)
その他		25 (28.8%)	9 (8.5%)	26 (11.6%)	2 (3.2%)	2 (5.8%)
未回答		0 (0.0%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)
計		87 (100.0%)	105 (100.0%)	223 (100.0%)	63 (100.0%)	34 (100.0%)
		東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
制度研究会 報告書方式	基準モデル	25 (23.1%)	0 (0.0%)	4 (6.9%)	1 (2.0%)	13 (9.2%)
	総務省方式改訂モデル	66 (61.2%)	96 (93.2%)	49 (84.5%)	41 (82.0%)	108 (76.6%)
総務省方式		8 (7.4%)	5 (4.9%)	3 (5.2%)	3 (6.0%)	6 (4.3%)
その他		8 (7.4%)	2 (1.9%)	2 (3.4%)	5 (10.0%)	13 (9.2%)
未回答		1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)
計		108 (100.0%)	103 (100.0%)	58 (100.0%)	50 (100.0%)	141 (100.0%)

- ・人口別にみてどの規模でも「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が最も多いが、人口が多い団体ほど「基準モデル」を採用し、人口が少ない団体ほど「総務省方式」を採用する傾向がある。

人口規模で見ると、人口に関係なく「総務省方式改訂モデル」を採用する割合が最も高いが、7万人から10万人規模の団体では85.2%と特に高く、1万人未満の団体では51.2%とあまり高くない。

「基準モデル」の採用は、人口3万人までは6%前後、3万人から10万人までは10%前後、10万人を超えると16%以上と、人口に比例して多くなっている。他方、「総務省方式」の採用は、人口3万人までは14%前後、3万人から7万人は7%前後、7万人から30万人は3%前後と、人口に比例して割合が小さくなっている。

図表 . 平成19年度決算以降の財務諸表（財務書類）の作成方法について（人口規模別、都道府県除く）

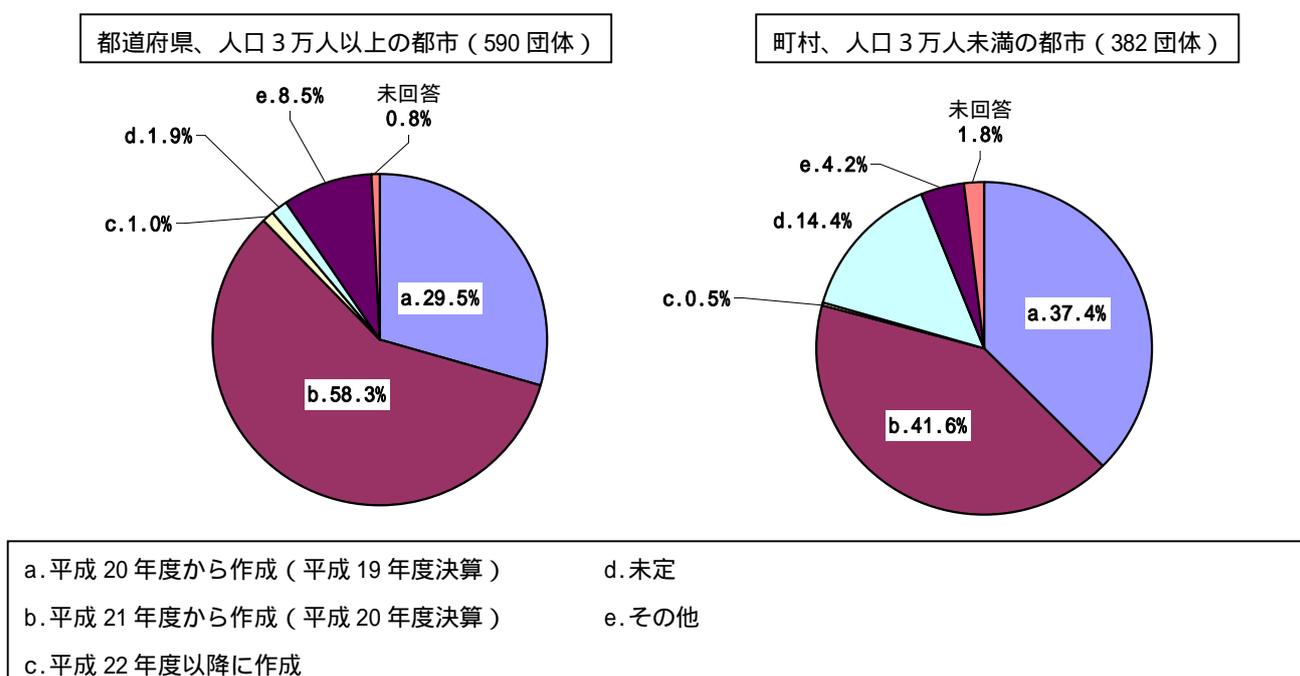
		1万人未満	1万人～3万人	3万人～5万人	5万人～7万人
制度研究会 報告書方式	基準モデル	9 (7.4%)	13 (6.1%)	17 (10.2%)	12 (10.0%)
	総務省方式改訂モデル	62 (51.3%)	144 (67.6%)	125 (74.9%)	91 (75.9%)
総務省方式		18 (14.9%)	30 (14.1%)	12 (7.2%)	9 (7.5%)
その他		32 (26.4%)	25 (11.7%)	11 (6.5%)	7 (5.8%)
未回答		0 (0.0%)	1 (0.5%)	2 (1.2%)	1 (0.8%)
計		121 (100.0%)	213 (100.0%)	167 (100.0%)	120 (100.0%)
		7万人～10万人	10万人～30万人	30万人超	
制度研究会 報告書方式	基準モデル	8 (9.1%)	25 (16.0%)	13 (19.4%)	
	総務省方式改訂モデル	75 (85.2%)	120 (76.9%)	45 (67.2%)	
総務省方式		4 (4.5%)	4 (2.6%)	5 (7.5%)	
その他		1 (1.1%)	7 (4.4%)	4 (6.0%)	
未回答		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
計		88 (100.0%)	156 (100.0%)	67 (100.0%)	

・都道府県と人口3万人以上の市区のうち、連結財務諸表の作成を平成20年度からはじめている団体は約3割にとどまっている。約7割の団体が平成21年度から作成をはじめるか、またはいつから作成をするか決めていない。地域別に見ると、北海道、関東、甲信越、東海、近畿、九州・沖縄では平成20年度から作成をはじめている団体は3割に満たない。

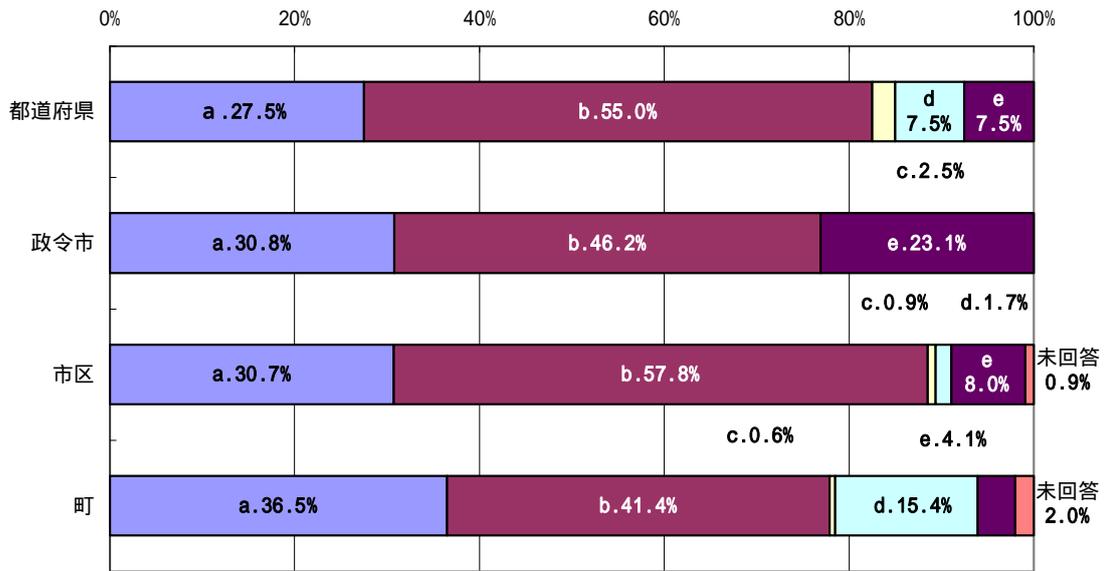
「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化判断比率の公表に合わせて平成19年度決算の連結財務諸表を公表することが期待されるとしている。しかし、地域ごとにバラツキはあるものの、平成19年度決算から作成をはじめている団体はごく少数である。一部の団体を除き、平成21年秋までに連結財務諸表の作成・公表が要請されている。これまでの連結バランスシートの作成状況を考えると、平成21年度から連結財務諸表の作成をはじめるといえる。また、地域別に見ると、「平成20年度から作成（平成19年度決算）」と回答したのは、北海道12.5%、関東25.5%、甲信越28.9%、東海26.4%、近畿27.5%、九州・沖縄28.4%と3割に満たない。

「平成20年度から作成（平成19年度決算）」と回答したのは、都道府県11団体、政令市4団体、市区30.7%、町36.5%となっている。また、「平成21年度から作成（平成20年度決算）」と回答したのは、都道府県22団体、政令市6団体、市区57.8%、町41.4%となっている。ほとんどの団体が平成21年度から作成をはじめるか、またはいつから作成をするか決めていないと言える。また、地域別に見ると、「平成20年度から作成（平成19年度決算）」と回答したのは、北海道12.5%、関東25.5%、甲信越28.9%、東海26.4%、近畿27.5%、九州・沖縄28.4%と3割に満たない。

図表 -1. 作成スケジュールについて

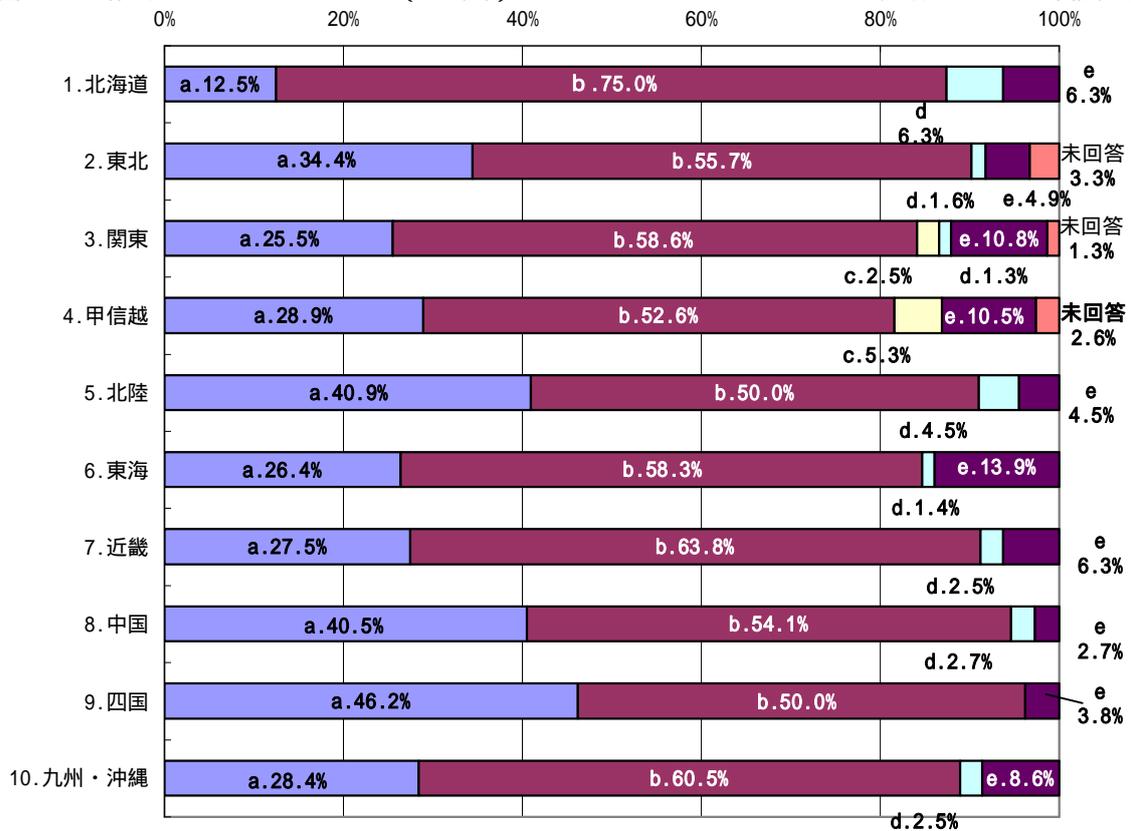


図表 -2.作成スケジュールについて（都道府県、政令市、市区、町別）



図表 -3.作成スケジュールについて（地域別）

選択肢については下記参照



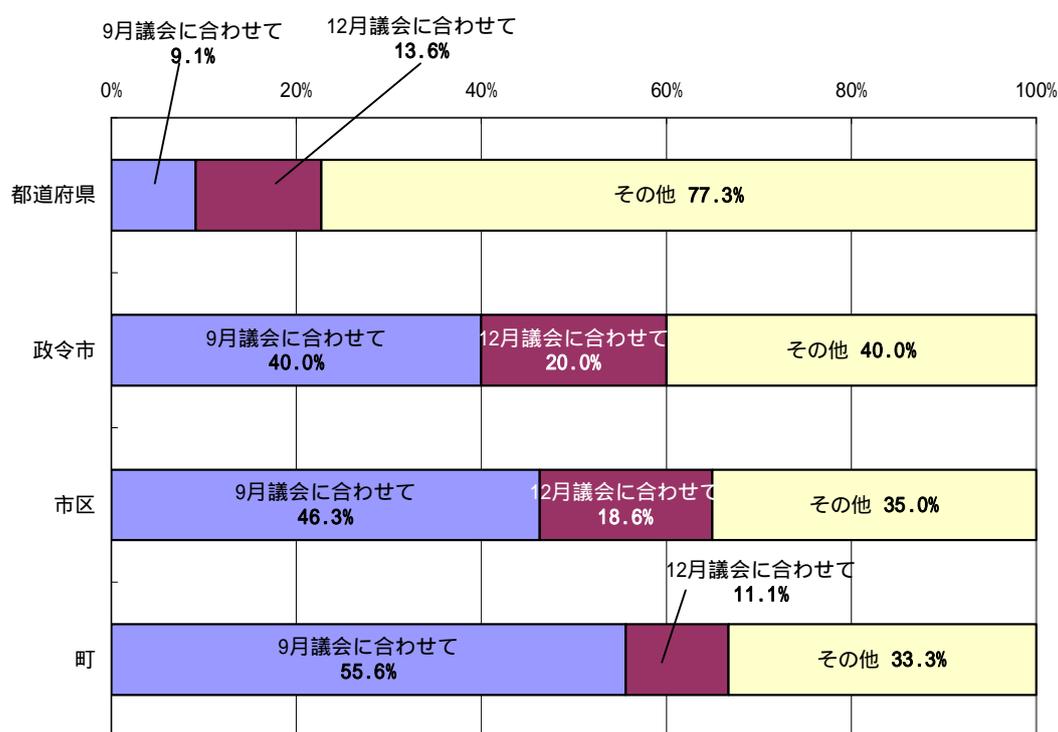
a.平成 20 年度から作成（平成 19 年度決算）	d.未定
b.平成 21 年度から作成（平成 20 年度決算）	e.その他
c.平成 22 年度以降に作成	

- ・平成21年度秋に連結財務諸表の公表が要請されている団体でも、9月議会に合わせて公表する団体は半数に満たない。特に政令市、都道府県と規模が大きくなるほど、公表時期が未定の割合が多くなる。

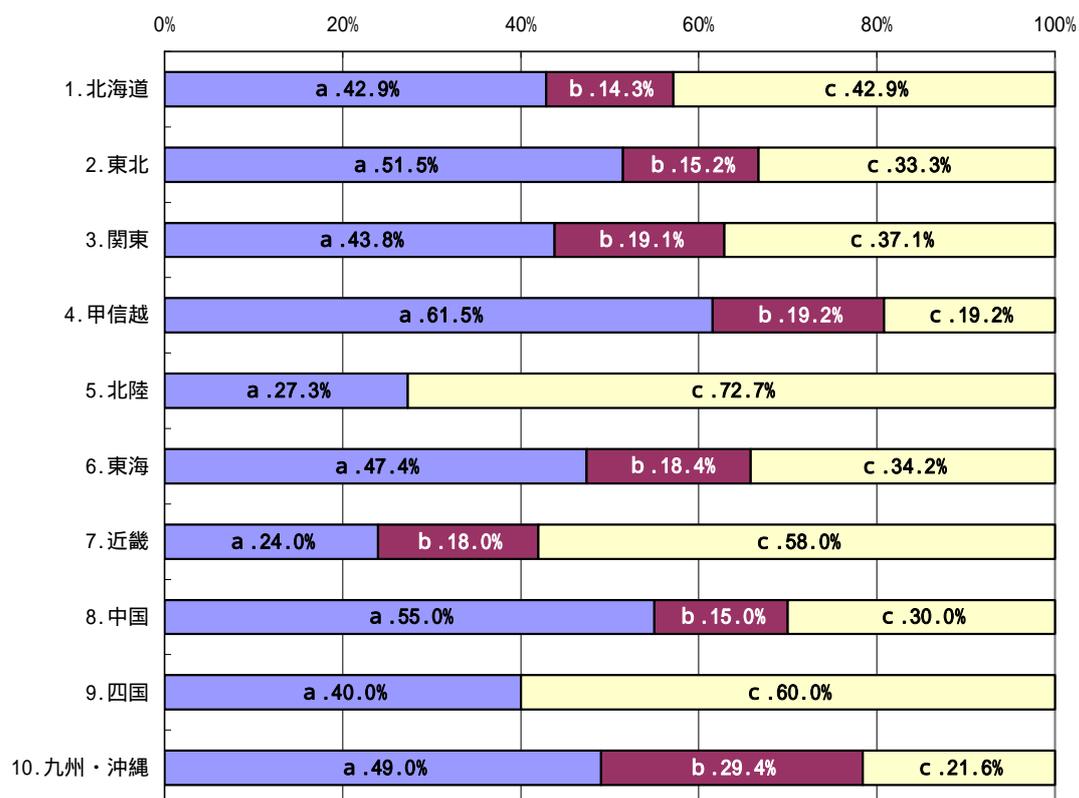
「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、9月議会終了時までには連結財務諸表を公表することが望ましいとしている。しかし、規模が大きな団体ほど9月議会に合わせて公表しないという結果になっている。これは、決算統計の作成時期の問題などで実務的に難しいことを表していると言える。なお、規模が小さい団体ほど9月議会に合わせて公表する割合が高くなっている。これは、ほとんどの団体がこれまで連結財務諸表を作成してこなかったため、実務的な作業量が把握できていないものと推測される。

「平成21年度から作成（平成20年度決算）」かつ「平成21年度に公表」と回答した団体のうち、「9月議会に合わせて」と回答した団体は、規模が大きくなるにしたがって少なくなっている。都道府県で2団体、政令市で2団体、市区で46.3%、町で55.6%となっている。反対に、「その他」の割合が多くなっており、内訳は大半が「未定」となっている。また、地域別に見ると、「平成21年度から作成（平成20年度決算）」かつ「平成21年度に公表」と回答した団体のうち、「9月議会に合わせて」と回答した団体は、北海道42.9%、関東43.8%、北陸27.3%、東海47.4%、近畿24.0%、四国40.0%、九州・沖縄49.0%と5割未満となっている。

図表 -1. 公表時期について（平成21年度に公表する団体（347団体）、都道府県、政令市、市区、町別）



図表 -2. 公表時期について（平成 21 年度に公表する団体（347 団体） 地域別） 選択肢については下記参照



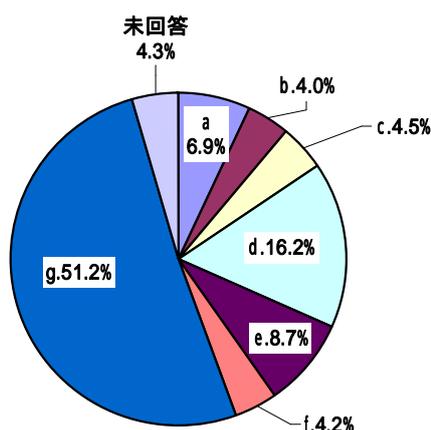
a.9月議会に合わせて  
 b.12月議会に合わせて  
 c.その他

・売却可能資産の範囲は、約5割が「未定」であるが、「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」とする団体が約16%ある。地域別でも北海道、四国を除き、同じ傾向を示している。ただし、都道府県、政令市、市区、町ごとに見ると異なっている。

「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、売却可能資産の範囲について、原則として「現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産」としている。また、容認として「すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産」も認められるとしている。しかし、実際には多くの団体が売却可能資産の範囲を「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」としている。売却可能資産は売却可能価額で評価する。そのため、売却可能資産の範囲が団体ごとに異なると貸借対照表を相互比較することが非常に困難になる。「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」であれば主観的な判断となってしまう、連結財務諸表の相互比較が非常に困難になると考えられる。

「総務省方式改訂モデル」を採用する団体のうち、売却可能資産の範囲について、「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」と回答した団体は16.2%となっており、「その他」を除くと最も高くなっている。「その他」の内訳は、大半が「未定」とする団体である。また、地域別に見ると、「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」と回答した団体は、東北10.0%、関東10.7%、甲信越31.0%、北陸23.1%、東海16.7%、近畿17.7%、中国24.5%、九州・沖縄20.4%となっており、「その他」を除くと最も高くなっている。なお、都道府県、政令市では、「各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産」と回答した割合が高くなっている。都道府県では16.7%、政令市では12.5%となっている。これは、資産・債務改革により、都道府県、政令市ではこのような委員会を設置しているケースが多いため、その判断を尊重していると考えられる。

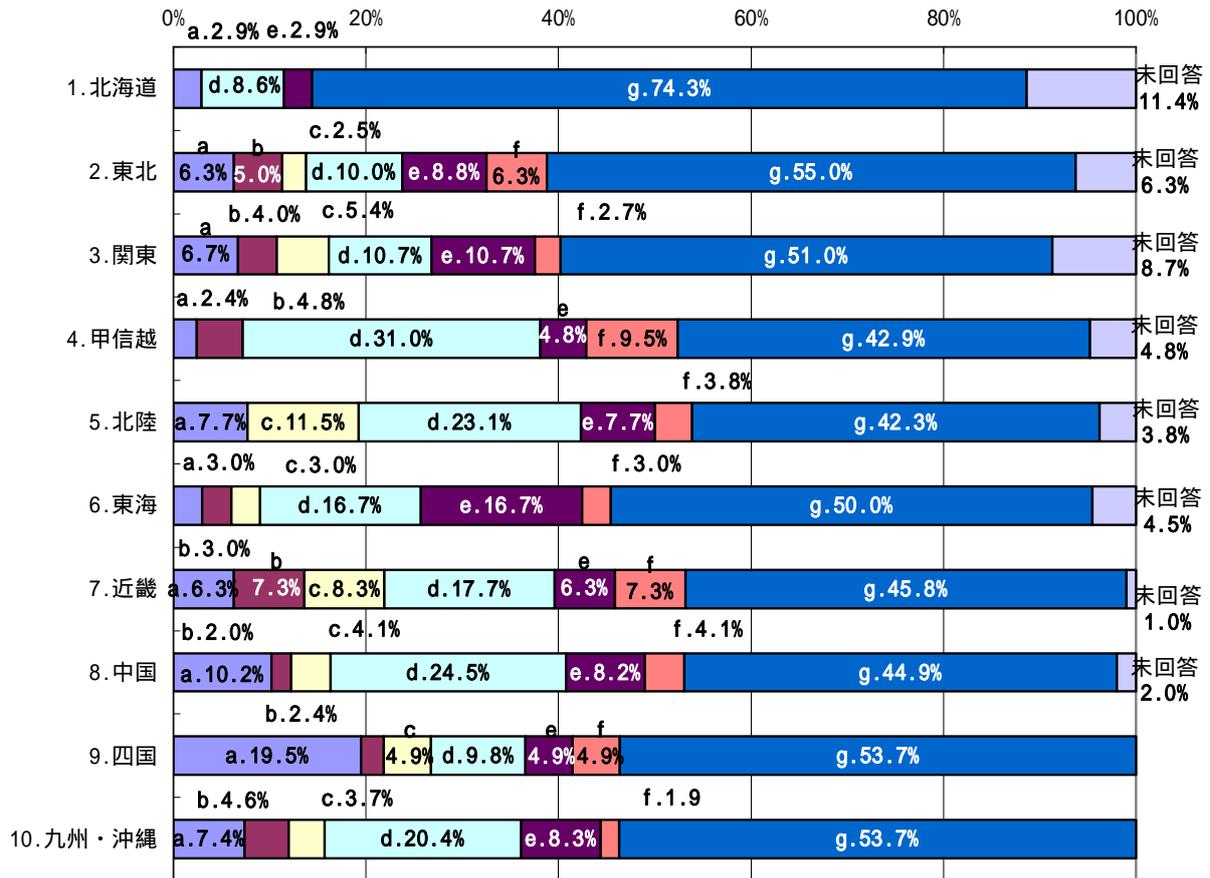
図表 -1.売却可能資産の範囲について（全体）



- a. 現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産
- b. 翌年度予算において財産収入として措置されている公共資産
- c. 各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
- d. 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
- e. すべての普通財産
- f. すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産
- g. その他

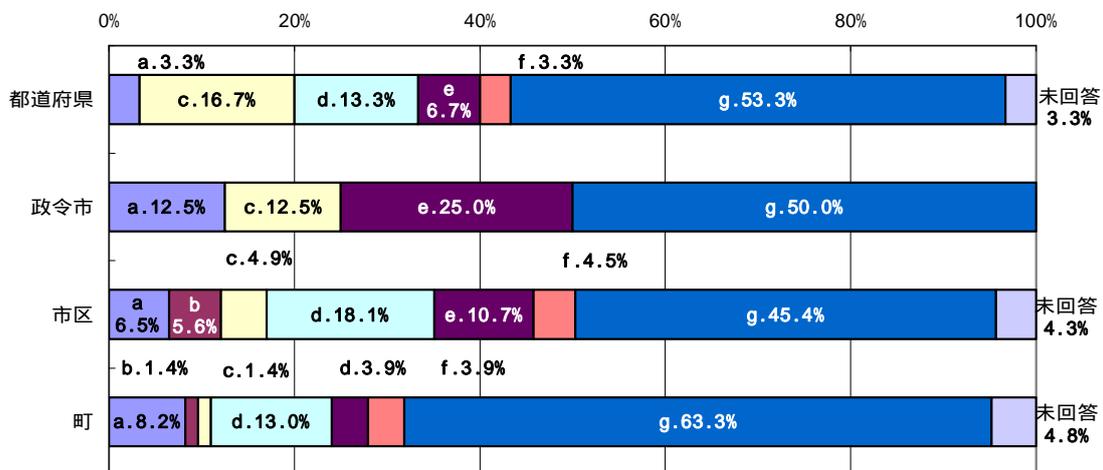
図表 -2.売却可能資産の範囲について（地域別）

選択肢については下記参照



図表 -3.売却可能資産の範囲について（都道府県、政令市、市区、町別）

選択肢については下記参照



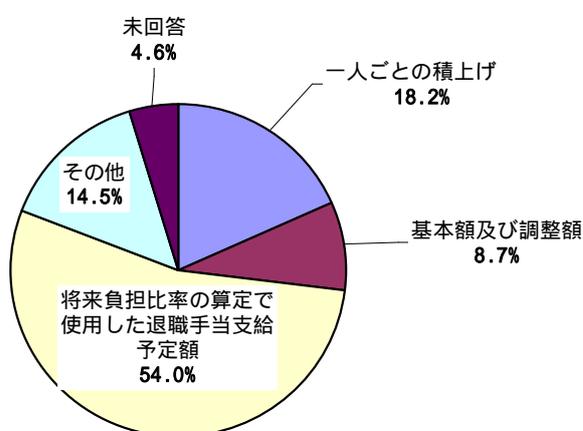
- a. 現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産
- b. 翌年度予算において財産収入として措置されている公共資産
- c. 各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
- d. 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
- e. すべての普通財産
- f. すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産
- g. その他

・退職給与引当金は50%以上の団体が、「将来負担比率の算定で使用した退職手当支給予定額」としている。「総務省方式改訂モデル」が示す方法を採用する団体は30%に満たない。

「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、退職給与引当金の算定について、原則として「一人ごとの積み上げ」としている。また、容認として「基本額及び調整額」も認められるとしている。この「基本額及び調整額」の算定方法は将来負担比率の算定で使用した退職手当支給予定額とは異なっている。しかし、多くの団体で将来負担比率の算定で使用した退職手当支給予定額を退職給与引当金の金額とすると回答している。新公会計制度と地方財政健全化法では類似した数値であっても算定の方法が異なっている場合がある。このような場合には、地方財政健全化法で算定した数値を使う団体が多いと言える。

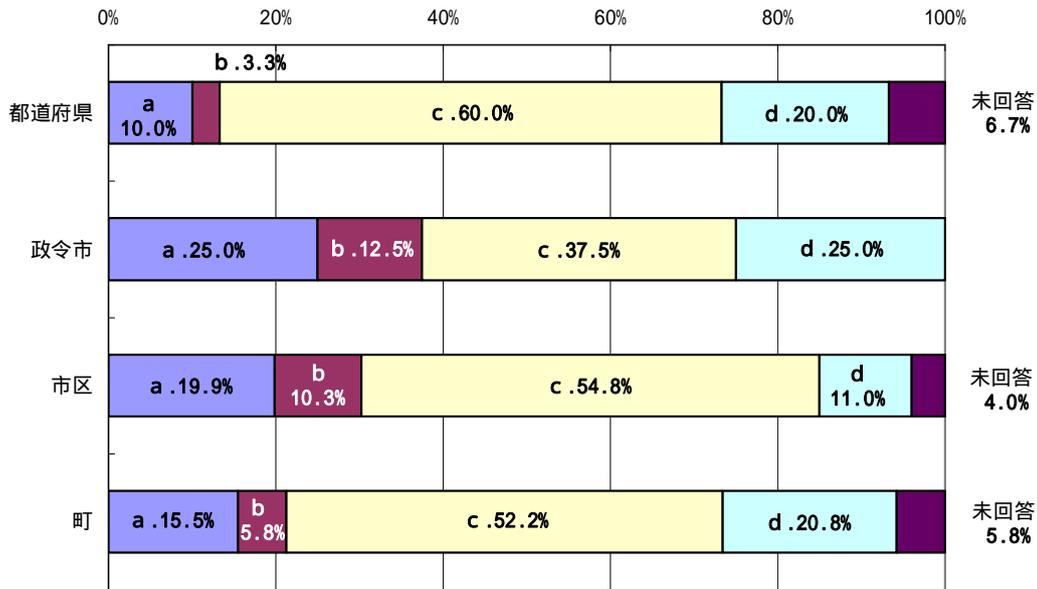
「総務省方式改訂モデル」を採用する団体のうち、退職給与引当金の算定について、「将来負担比率の算定で使用した退職手当支給予定額」と回答した団体は54.0%となっている。他方、「新地方公会計制度実務研究会報告書」が示している、「一人ごとの積み上げ」と回答した団体は18.2%、「基本額及び調整額」と回答した団体は8.7%となっている。「将来負担比率の算定で使用した退職手当支給予定額」と回答した団体は、都道府県60.0%、政令市37.5%、市区54.8%、町52.2%と最も高くなっている。地域別に見ても、全ての地域で「将来負担比率の算定で使用した退職手当支給予定額」と回答した割合が最も高くなっている。

図表 -1. 退職給与引当金の算定について（全体）



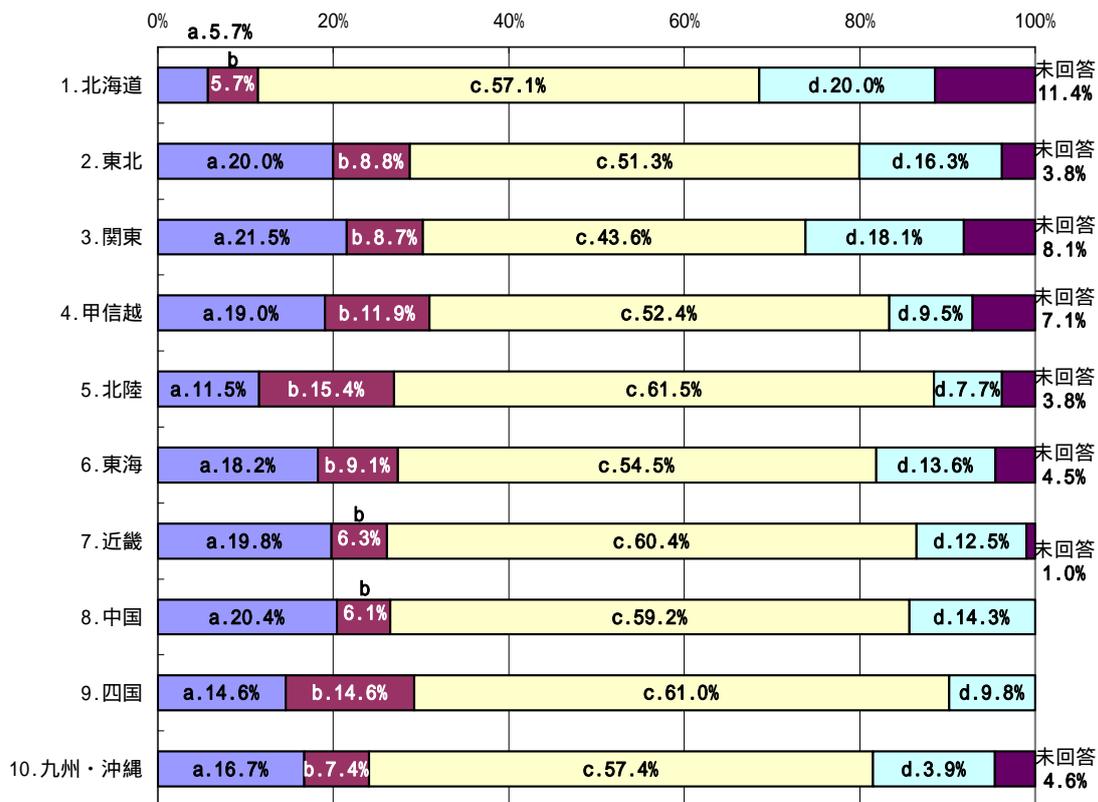
図表 -2. 退職給与引当金の算定について（都道府県、政令市、市区、町別）

選択肢については下記参照



図表 -3. 退職給与引当金の算定について（地域別）

選択肢については下記参照



a. 一人ごとの積上げ	c. 将来負担比率の算定で使用した退職手当支給予定額
b. 基本額及び調整額	d. その他

・現在の地方財政は「緩やかに悪化」または「悪化」していると判断する団体が約8割を占めている。また、来年度も同様の傾向である。

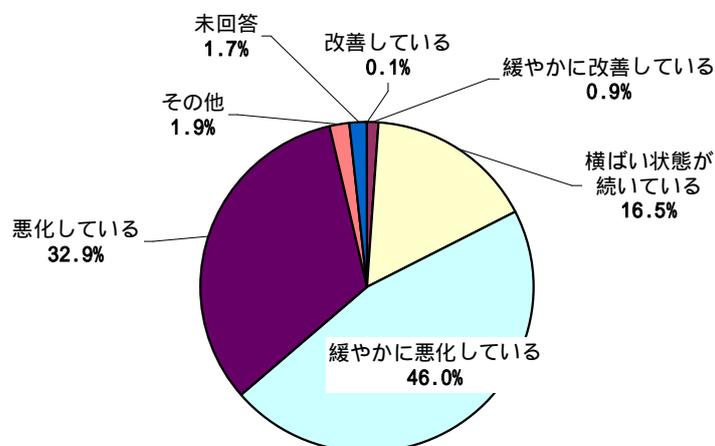
昨今、自治体の財政状況は厳しい状態が続いていると言われている。実際に、「緩やかに悪化している」と判断している団体が46.0%、「悪化している」と判断する団体が32.9%であり、全体の約8割を占めている。都道府県では、「緩やかに悪化」もしくは「悪化」が77.5%、政令市では84.6%、市区では79.3%、町では78.2%となっており、いずれも約8割を占めている。地域別に見ると、「悪化している」と判断する団体が、北海道で42.5%、東北で39.0%、北陸で38.2%、四国で38.0%と比較的多くなっており、「横ばい状態が続いている」と判断する団体が、関東で19.7%、近畿で19.4%と比較的多い。

また、来年度の地方財政についても「緩やかに悪化する」が50.9%、「悪化する」が26.2%と全体の約8割を占めており、引き続き自治体の財政状況は悪化するとの考えが大半を占めている。

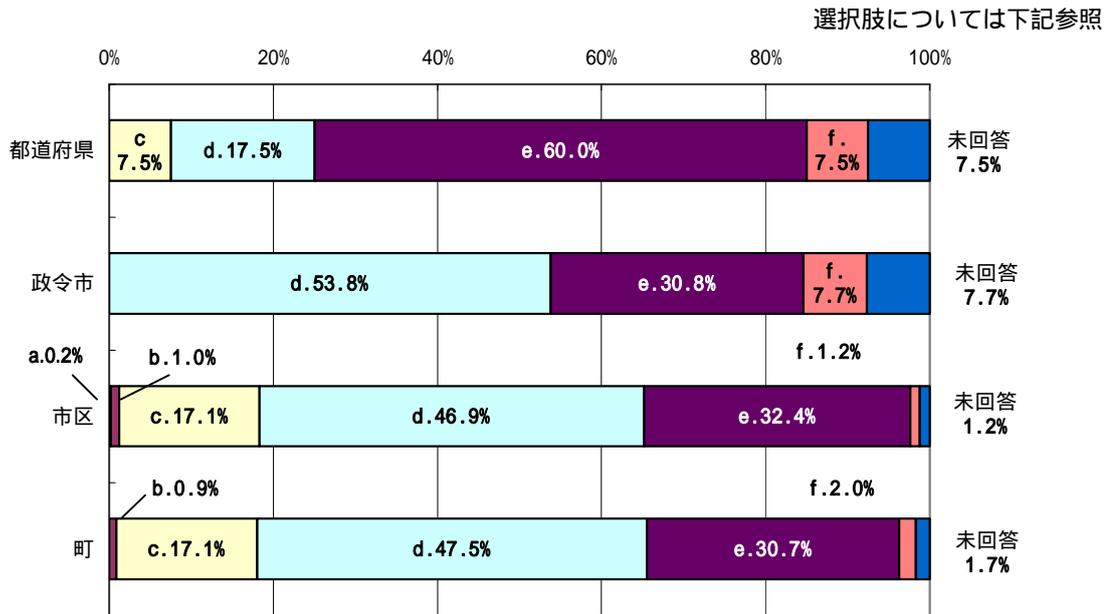
一方、日本銀行の短期経済観測の2008年9月調査でも、前回調査(2008年6月)を7ポイント下回る-14ポイントとなった。また、2008年12月の予測も-19ポイントと、景気は悪くなる見通しとなっている。

以上のように、自治体の財政状況と民間企業の業況は、共に悪化傾向であり、今後も悪化する見通しとなっている。自治体の財政が民間企業の景気と関連があることが、このことからわかる。景気悪化や、それに伴う雇用状況の悪化、少子化や高齢者への対策により、今後ますます自治体の財政状況は悪化していくと推測される。

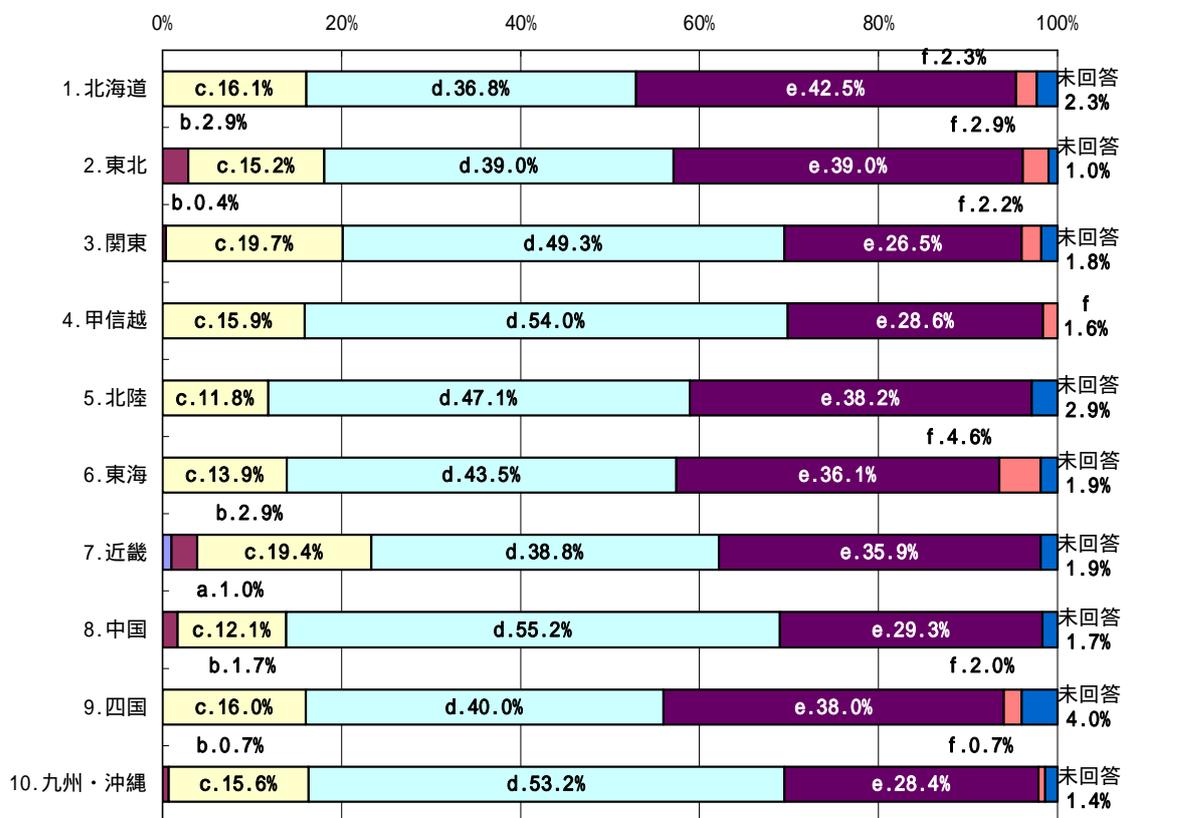
図表 -1.現在の我が国の地方財政への見方について(全体)



図表 -2.現在の我が国の地方財政への見方について（都道府県、政令市、市区、町別）

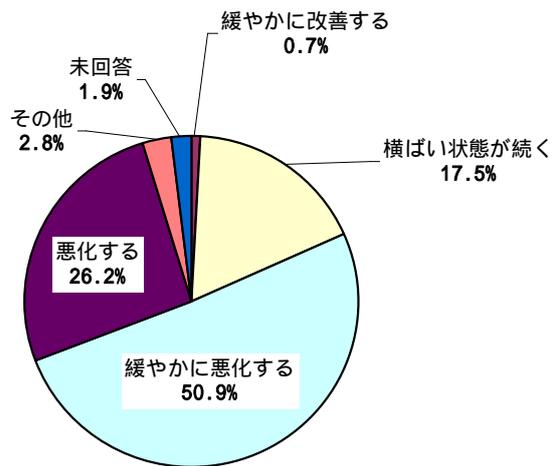


図表 -3.現在の我が国の地方財政への見方について（地域別）



a.改善している	d.緩やかに悪化している
b.緩やかに改善している	e.悪化している
c.横ばい状態が続いている	f.その他

図表 -4.平成 21 年度の我が国の地方財政への見方について（全体）



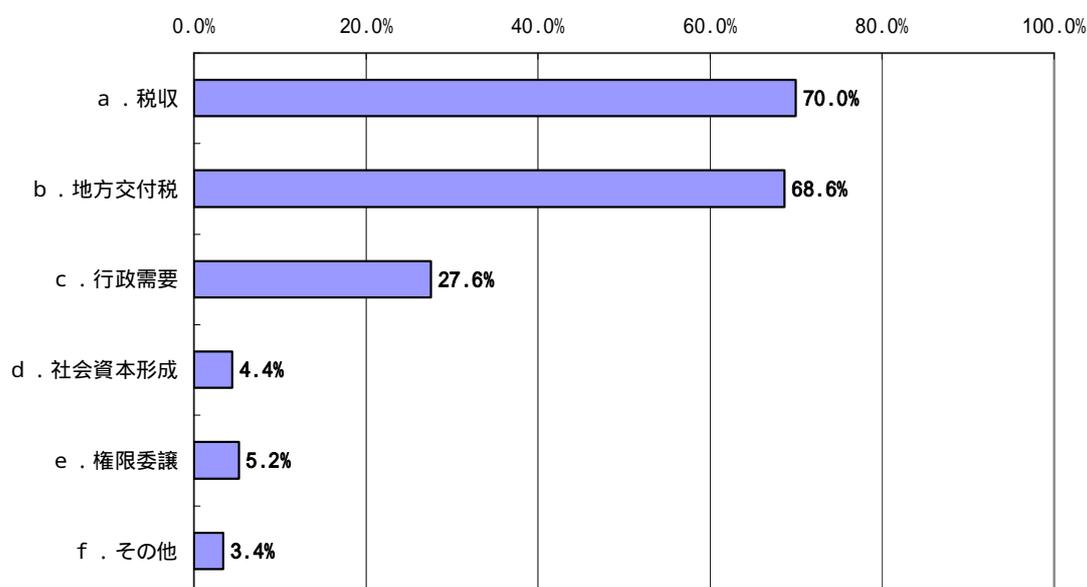
a.改善している	d.緩やかに悪化している
b.緩やかに改善している	e.悪化している
c.横ばいに悪化している	f.その他

・財政状況に最も影響があるのは、「**税金**」と「**地方交付税**」が約7割で最も多い。地域別に見ると、北海道、東北、中国、四国、九州・沖縄では税金よりも交付税を挙げる割合が高く、関東、甲信越、北陸、東海、近畿では逆に交付税よりも税金を挙げる割合が高い。人口別では、人口に比例して「**行政需要**」を挙げる割合が高くなる。

地方財政の状況に最も影響があるのは、「税金」70.0%、「地方交付税」68.6%と、同じ位の割合で圧倒的に多い。「地方分権改革推進法」の成立により、国から地方への権限移譲が進められている中、地方自治体では財政状況に「地方交付税」が影響すると考えていることがわかる。平成18年12月に成立した「地方分権改革推進法」は、「地方分権に関する意見書」の提出等、地方6団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等で構成）の活動により、地方の独立や住民主体の自治を目的として成立した背景がある。しかし、地域別に見ると、北海道で85.1%、東北で81.0%、中国で86.2%、四国で84.0%、九州・沖縄で73.8%と7割を超えて比較的多くなっており、現在も多くの団体が国への依存度が高い状況であると推測される。

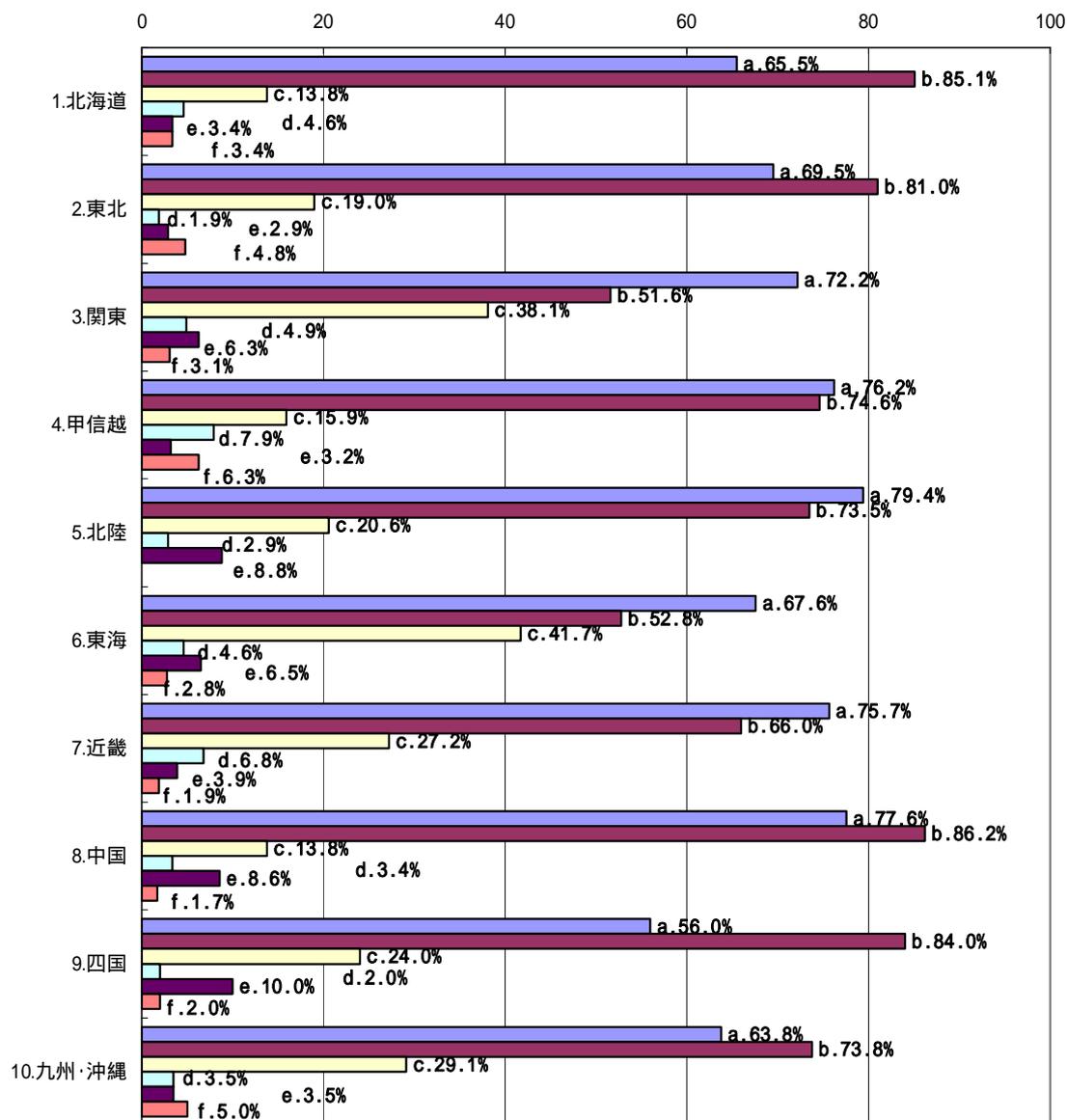
次に、人口別に見ると、「行政需要」の割合が人口に比例して多くなっている。これは、人口に比例して、生活保護、保育所や母子家庭への補助金等社会福祉費の割合が高くなることが一因と推測される。地域別で、関東で38.1%、東海で41.7%と比較的多くなっていることも同様の理由であると考えられる。

図表 -1.地方財政について、最も影響があると考えられる根拠（全体、二つまで回答）



図表 -2. 地方財政について、最も影響があると考えられる根拠（地域別、二つまで回答）

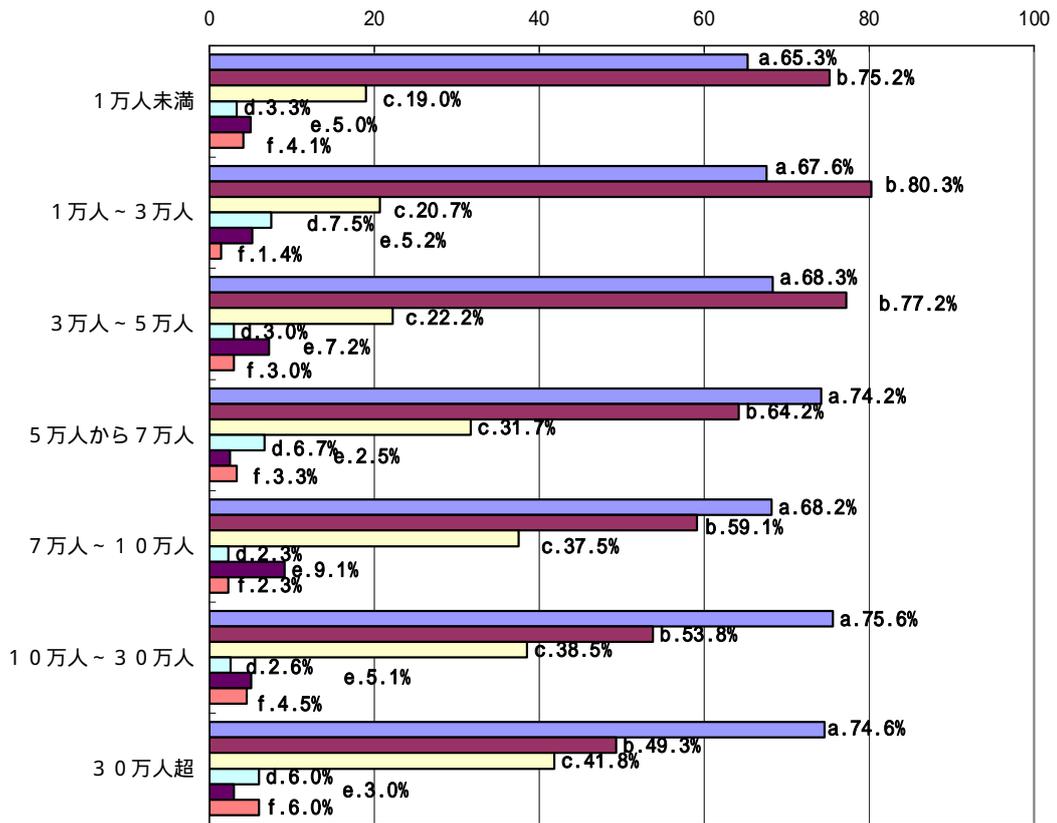
選択肢については下記参照



a. 税収	d. 社会資本形成
b. 地方交付税	e. 権限委譲
c. 行政需要	f. その他

図表 -3. 地方財政について、最も影響があると考えられる根拠（人口別、二つまで回答）

選択肢については下記参照



- |          |           |
|----------|-----------|
| a. 税金    | d. 社会資本形成 |
| b. 地方交付税 | e. 権限委譲   |
| c. 行政需要  | f. その他    |

## ・今後の課題

平成 21 年の秋以降、3 つ以上の作成モデルが混在し、財務諸表の活用が困難になると考えられる。このような状況を避けるためにも、現実に合わせて財務諸表の作成モデルの見直しを。

今回の調査では、約 7 割の団体が平成 20 年度に連結財務諸表（財務書類）を作成または作成時期が未定であることが明らかとなった。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）及び「公会計の整備推進について」（平成 19 年 10 月 17 日付け総務省自治財政局長通知）では一部の団体を除き、平成 21 年の秋までに連結財務諸表の作成・公表を要請している。しかし、総務省の調査によれば、平成 19 年 3 月 31 日現在、政令指定都市を除く市区町では 5.6% しか連結バランスシートを作成していない。このような状況を考えると、多くの団体では平成 21 年の秋までに連結財務諸表を作成・公表することが難しいと推測される。

この点、現在の「総務省方式」を採用する団体と「基準モデル」を採用する団体の割合は同程度であった。上記の通知は「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」に基づく連結財務諸表の作成を求めている。そのため、現在の「総務省方式」は上記の通知が求める連結財務諸表の作成モデルではない。しかし、ほとんどの団体がこれまで連結財務諸表を作成していなかったことを考えると、上記の通知が求める連結財務諸表の作成モデルではないものの、平成 21 年の秋までにまずは「総務省方式」で連結財務諸表を作成・公表する団体も相当程度出てくると考えられる。

今回の調査でも「基準モデル」を採用する団体は少なく、「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が圧倒的に多いことが明らかとなった。また、現在の「総務省方式」を採用する団体も「基準モデル」を採用する団体と同程度あり、上記のとおり今後増加するとも考えられる。さらに、独自方式を採用する団体もある。平成 21 年の秋以降はこのように 3 つ以上の連結財務諸表の作成モデルが混在することになる。作成モデルが異なれば財務諸表を相互比較することは非常に困難となる。相互比較ができないと、その団体の財政の状況を他団体と比較することができない。つまり、3 つ以上の作成モデルが混在する平成 21 年度の秋以降は、財務諸表の活用が難しくなると考えられる。

地方自治体で連結財務諸表の作成が広まれば、連結ベースでのストック情報など、これまで把握することが難しかった財政状況が明らかとなる。この点で、住民に対するアカウンタビリティは向上する。しかし、その連結財務諸表の作成プロセスについては見直しが必要である。多くの団体では平成 21 年の秋までに連結財務諸表を作成・公表することは難しいと考えられる。そのため、「総務省方式」で連結財務諸表を作成・公表する団体も相当程度出てくる。その結果、平成 21 年秋以降は「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」だけではなく、「総務省方式」もさらには独自方式も存在し、財務諸表の活用が難しい状況になる。このような状況にならないためにも、現実に合わせて連結財務諸表の作成モデルの見直しが早急に求められる。その際には、現在の決算統計、財政健全化判断比率等、他の地方財政制度との整理・統合も議論されるべきである。

## 財団法人 社会経済生産性本部 自治体マネジメントセンター

地方分権の推進、市町村合併の拡大、地方財政制度改革の進展、住民ニーズの多様化に対する対応など地方自治体を取りまく経営環境はかつてない大きな変化をむかえています。地方自治体には、こうした新しい環境に適応できる新しい行政システムの構築が必要とされています。そこで、さらに、自治体経営の質の向上を支援することにより、地方発の新しい日本を創造していくことをめざし、自治体マネジメントセンターを1999年8月に設置いたしました。当センターでは、経営の質を高めるための考え方と手法である「経営品質向上プログラム」を中心に、行政評価、財政分析、人材開発などの活動を展開しています。

自治体マネジメントセンターでは、1997年に神奈川県藤沢市をモデルに「決算統計に基づいた企業会計的分析手法 研究報告書」を公表して以来、これまで延べ約200団体のバランスシートや行政コスト計算書などの財務諸表の作成・分析、事業コストの分析など企業会計的決算手法の導入を支援してきました。また、バランスシート等が多くの団体で作成が目的化している現状を踏まえ、平成16年度よりバランスシート・行政コスト計算書の全国比較を行い具体的な活用方法を示しています。

ホームページ：<http://consul.jpc-sed.or.jp/jichitai/index.html>